平成２３年（フ）第３３６号
長崎県長崎市女の都４丁目11番23―202号
債務者　杉山美智子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
長崎県長崎市鳴滝１丁目18番18号　コーポ松山101号
債務者　水江寿美礼
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
広島県福山市加茂町字中野813番地１　サンロード福山Ａ202、旧住所愛媛県今治市伯方町木浦甲2752番地
債務者　大野　美恵
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８２５号
千葉市稲毛区宮野木町1642番地５　オークランドハイム201号
債務者　深谷　泰一
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８４０号
千葉県市川市曽谷６丁目26番21号　ドミールストーンＡ101号
債務者　石橋　英樹（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８４４号
千葉県市川市市川南１丁目１番１―1409号
ザ　タワーズ　イースト
債務者　永田　理佳（旧姓三河）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８６２号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目11番１号　ダイアパレス幕張本郷421号
債務者　米澤　基子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８７３号
千葉県船橋市鈴身町633番地
債務者　田口　和俊
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８７６号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目７番12号　ライオンズステージ幕張本郷302号
債務者　齊藤智惠子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９１５号
千葉県浦安市猫実２丁目４番52―403号　レクセルアベニュー浦安
債務者　藤戸　敏也
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９３４号
千葉県船橋市本中山５丁目２番16―202号
債務者　中　　登
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９３５号
千葉県船橋市本中山５丁目２番16―202号
債務者　中　みゆき
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０６８号
名古屋市緑区大将ケ根２丁目407番地　悠輝荘イ号
債務者　山岡　新吉
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７号
福岡県嘉麻市鴨生161番地１
債務者　白土　　学
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２２４号
福岡県久留米市本町15番地10　二村ビル301号
債務者　樋口るり子（旧姓月足）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２２６号
福岡県久留米市日ノ出町103番地１　大石ハイツ305号、前住所福岡県久留米市安武町住吉841番地２　安武団地７棟３号
債務者　大塩　文子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部